

# 幸福の科学学園の、仰木の里での 学園運営は 容認できません

## 報告会にて方針を発表

2013年4月21日、仰木の里まちづくり連合協議会(以下、まち連)主催の報告会『これまでの経過と今後の方針』が行われ、幸福の科学学園・関西校の開校後の方針が示されました。また、報告会で寄せられたご意見、会場アンケートの結果を受け、GW連休明けのまち連会議にて、方針骨子の確認および承認がなされました。

## 2013年度のまち連活動の方針(抜粋)

### ○方針

- ・ 開校したという事実だけを持って、地元への説明や謝罪責任から逃れる行為を認めない。
- ・ 開校前に増大した、地元住民が抱く不安の解消に注力。

### ○目指す役割

- (1) 対行政(市、県、国)への働きかけ等
- (2) 学園の運営チェック(適正かどうか)
- (3) 自治連と連携し、学園へ地元要望を届ける
- (4) 地盤の安全性確認。訴訟の支援活動
- (5) 地元への情報提供(報告会、まち連だより、HP等)

## ポイント!

### ・ 学園による住民説明会の実現

⇒ 学園が2年以上も拒否し続けている住民説明会の開催を要求していきます。

住民説明会の開催は、地域連携の前提を整える第一歩です。

また、「住民は最強最大の敵」発言、中高層説明会での宗教法人幹部と建築業者によるヤラセ発言、工事強行と住民苦情対応の不履行に関する謝罪も求めます。

### ・ 地域住民と学園グループとの関係改善に向けた要求

⇒ 過去に行われてきた住民敵視の発言を慎むこと等を求めます。

また、連絡不十分な地域での活動、騒音・治安問題等発生の場合には、直ちに行為の中止を求めます。

### ・ 学園教育に関する情報公開の要求

⇒ 週刊誌報道が名誉毀損裁判に発展する等、教育実態に関する事実認否を巡る論争が今尚続いています。地域連携の相手、私学助成の納税者の立場から学校教育法に定める「一条校」\*として適正であるかを確認します。

\*一条校とは…学校教育法(昭和22年法律第26号)の第1条に掲げられている、教育施設の種類およびその教育施設のこと。公立私立問わず、一条校は公の性質をもつとされている。

まち連だより



4・5月号

# 幸福の科学学園、住民説明会開催を拒否 仰木の里自治連合会からの開催要請に対して

## 拒否を続けておきながら、開校したとたんに「そのような時期は過ぎた」？

2013年4月中旬、仰木の里学区自治連合会の自治連専門部だよりvol17が発行されています。その中で、幸福の科学学園・関西校が、自治連からの住民説明会の要請を再度断っていたことが明らかとなりました。

専門部だよりによると、開校目前の平成25年3月24日、新旧の自治連役員が集まって行われた自治連合会の定例役員会に幸福の科学学園の校長・林副理事長があいさつに訪れた際、下記の要望があったとのことです。

- ・ これまでに地元・仰木の里住民に行われた、数々の住民不安を助長する行為に対する謝罪。
- ・ 住民説明会の開催を申し入れ(新旧役員全員一致で)

これらは、過去に自治連が学園に対して行った申入書による要望が、改めて直接行われたものでした。しかしながら、学園の副理事長は、「今日のご挨拶に伺いました」と一方的に自身の訪問趣旨を述べた上で、「今は回答できない。検討させていただきます」との回答に終始し、退席していかれたとのことです。

思い返せば、2年もの期間に渡り、地元から度重なる住民説明会の要望が行われてきました。すでに開催の有無を吟味する時期は過ぎているはずですが、もはや、住民説明会をする意思が無く、地域連携を軽視していると取られても仕方がありません。

一方で、この直後に幸福の科学学園からは、自治連合会長宛に入学式の案内が届きました。地域の代表である自治連合会長は「このような状況下では入学式に出席できない」として断ったとのことです。

学園に生徒を迎えた今、学園職員による地元対応に疑問を持つ生徒がいたとしても、なんら不思議はありません。この深刻な状況に真摯に向き合うことが早急に求められます。

## 続報

### 校舎棟・寄宿舎棟の建築確認取消を求める訴訟について ～民間確認機関と大津市、両方を被告とした審理へ～

2013年4月18日、第6回の口頭審理が大津地裁で開催されました。この日は初めて大津市が答弁書を提出した上での裁判ということで注目が集まりましたが、この日の審理は本論の議論に至らず、進行に関する調整のみが行われる結果となりました。今後は、建築確認機関を相手とする校舎棟・寄宿舎棟の建築確認の取消を求める審理と、大津市に使用停止、除却等の命令の義務付けを求める審理が並行して審理されます。もっとも、裁判進行に関わらず、

- ・ 計画上も計測上も、開発該当となるべき建築申請が、法手続きを経ていない。
- ・ 本来は確保されるべき安全性が担保されておらず、認められない。

という原告団の主張は依然変わりません。引き続きのご支援のほど、よろしくお願いいたします。

## 裁判日程のお知らせ



- ① 2013年7月4日(木) 11時より 大津地裁 にて  
民間確認機関に対する審理
- ② 2013年7月11日(木) 10時半より 大津地裁 にて  
大津市に対する審理